

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十年二月十七日第九十三号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

	取消 番号
第一号 建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに 係る道路の種類
令和六年五月十五 日	指定の取消しの 年 月 日
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保六千五百一、六千五百二十 二(の一部)	指定の取消しに係る道路の位置
十・七〇	指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇	指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)